

輸血療法委員会要綱

目的

第1条

市立函館病院における、血液製剤を使用する治療（以下、輸血療法）にかかる安全性確保と適正化を図るために、輸血療法委員会（以下「委員会」）を設置する。

定義

第2条

市立函館病院において使用する血液製剤は、下記に定義する製剤とする。

- ・日本赤十字社より供給される全ての輸血用血液製剤
- ・血漿分画製剤
- 1) アルブミン製剤
- 2) 免疫グロブリン製剤、その他の特定生物由来製品
- ・院内で採血された、全血および全血から調製された自己血等の製剤
- ・院内で調製を行った、日本赤十字社より提供された輸血用血液製剤由来の二次製剤（洗浄血小板、分割赤血球液など）
- ・院内外で採取・調製された、骨髄液、臍帯血、末梢血由来血液細胞浮遊液等

任務

第3条

委員会は下記の事項について審議・検討を行い、適正な輸血療法を推進することを任務とする。また、委員会で決定した事項は、必要に応じて病院管理に関わる委員会等へ報告および病院職員への周知を行う。

- 1) 輸血療法の適応に関すること
- 2) 血液製剤の選択に関すること
- 3) 血液製剤の保管管理に関すること
- 4) 輸血療法に関連する検査項目に関すること
- 5) 輸血療法実施の手続きに関すること
- 6) 輸血療法の事故時の対応に関すること
- 7) 血液製剤による副作用・合併症対策に関すること
- 8) 院内で行われる輸血療法の監査（年2回以上）および指導に関すること
- 9) 輸血療法に関わる業務の円滑な運営に関すること
- 10) 輸血療法委員会の役割・業務について

組織

第4条

1) 委員会は下記構成員にて組織する。

委員長1名（病院長が指名する者）

医局部門8名（消化器内科、血液内科、消化器外科、心臓血管外科、麻酔科、救命救急センター、中央検査部、研修医より各1名）

看護部門3名（看護科長1名、学会認定臨床輸血看護師1名、看護師1名）

技術部門2名（薬局、中央検査部より各1名）

事務部門1名（函館病院事務局）

医療安全部門1名

輸血部門2名（輸血・細胞治療センターのセンター長および主査）

その他、病院長が委員会構成に必要と判断し指名する者若干名

2) 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3) 副委員長は、委員長が委員の中より1名以上を指名し、審議が行われている際に出席している委員の合意により選出する。

4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5) 輸血医療に関する情報の収集や報告については、適宜オブザーバーとして日本赤十字社血液センター職員を招請する。

運用

第5条

1) 委員会の会議は、原則毎月第3月曜日に委員長が招集する。

2) 会議は委員の半数以上をもって成立する。

3) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

4) 議決が必要な案件については、委員出席の過半数で決定し、可否同数の場合は委員長が決定する。

5) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員会での議決を経て委員長が定める。

庶務

第6条

委員会の事務局は、輸血・細胞治療センターとする。

<附則>

この要綱は、平成7年5月11日から施行する。

平成17年6月20日開催の第28回輸血療法委員会において一部改正案が了承。翌平成

17年6月21日より施行する。

平成22年3月29日開催の第77回輸血療法委員会において一部改正案が了承。平成22年4月1日より施行する。

平成24年4月16日開催の第97回輸血療法委員会において一部改正案が了承。平成24年4月23日より施行する。

平成26年5月28日開催の第116回輸血療法委員会（臨時書面開催）において一部改正案が了承。平成26年6月1日より施行する。

平成27年5月8日開催の第127回輸血療法委員会（臨時書面開催）において一部改正案が了承。平成27年5月18日より施行する。

平成28年4月18日開催の第137回輸血療法委員会において一部改正案が了承。平成28年4月18日より施行する。

平成29年4月17日開催の第146回輸血療法委員会にて提案、翌18日に一部改正案が了承。平成29年4月19日より施行する。

平成31年4月15日開催の第164回輸血療法委員会において一部改訂案が承認。平成31年4月15日より施行する。

令和元年8月19日開催の第167回輸血療法委員会において一部改訂案が承認。令和元年8月20日より施行する。

令和4年5月16日開催の第188回輸血療法委員会において一部改訂案が承認。令和4年5月16日より施行する。